

ミルクティー

のようにホッとできる地域づくりをお手伝い!

毎年10月～12月は赤い羽根共同募金の期間です。街頭で、自治会回覧で、職場で、学校で募金の呼びかけを見ることがあるかと思えます。

赤い羽根の意味、その使い道などを知っていただくことで、より赤い羽根共同募金の必要性をご理解いただけるかと思えます。



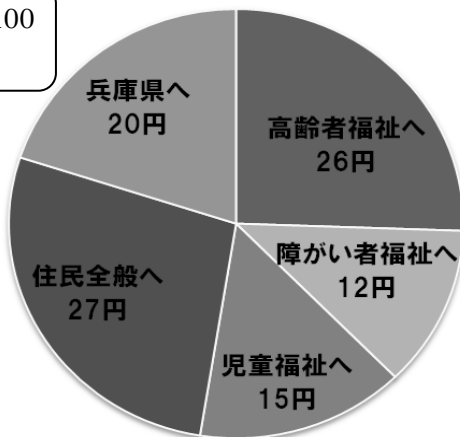
数字でみる地域福祉

共同募金のゆくえ

三田市内のみなさまにご協力いただいている赤い羽根共同募金ですが、その募金はすべて三田市内と兵庫県内の地域福祉活動・福祉的支援の必要な方を支えるために使われています。

下のグラフは、三田市内での募金の使われ方をわかりやすくあらわしたものです。

※もしあなたが100円募金した場合

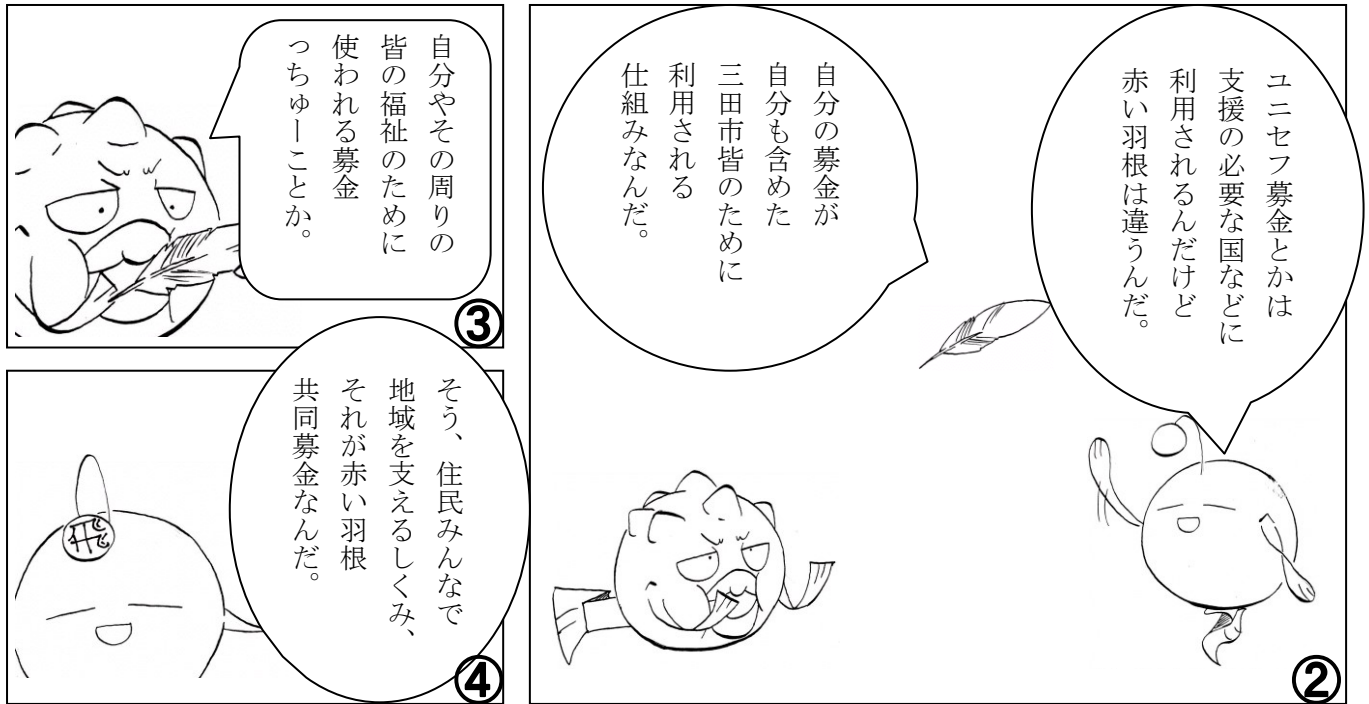


皆様からお預かりした共同募金のうち約20% (グラフ『兵庫県へ』の部分) は突発的な災害に対する準備金や県内の社会福祉事業のために使われ、約80%は三田市内の福祉のために使われます。

三田市内で集められた共同募金の多くは三田市内で使われることとなります。

※主な内訳

- 高齢者福祉…高齢者の社会参加事業や介護者家族の会の運営、老人クラブ連合会の運営など
 - 障がい者福祉…障がい者の交流事業、小規模作業所の運営、身体障害者福祉協議会の運営など
 - 児童福祉…母子・父子家庭のための交流事業、子育て中の親子の交流事業、里親会の運営など
 - 住民全般…ボランティア活動の啓発・広報のための活動、地域福祉活動団体の支援など
- 当事者、支援者双方の活動、側面的支援のために利用されています。



新聞記事から地域を考える

『共同募金の災害支援制度』

全国の都道府県共同募金会では、国内の大規模災害の発生に備えて社会福祉法第 118 条に基づき、赤い羽根共同募金の一部を「災害準備金」として積み立てています。

大規模発生時にこの積立金を取り崩して被災地（災害救助法の適用を受けた地域）での災害ボランティアセンターの立ち上げ経費、ボランティア活動費等や公的補助の対象とならない福祉施設における福祉支援および施設整備等の経費などに使われます。

（2008 年 9 月 1 日 「ひょうごの福祉 特集号 共同募金ニュース」より）

「災害は忘れた頃にやってくる」という警句がありますが、世界各地では大きな自然災害が頻繁に発生しており、「災害は起こるもの」として常日ごろの備えに努めなければなりません。

この制度は、私たちの身にもいつ起こるかわからない災害に対する備えなのです。身近なところでは、平成 21 年 8 月 9 日に兵庫県佐用町をおそった台風 9 号からの災害復興のため、土砂をかき出すための一輪車やスコップの購入などにも利用されました。

皆様からの寄付が被災者の支援活動を行うための資金として活用され、被災地を救うことができるのです。誰もが安心して暮らす地域づくりの第一歩はこういった身近な活動から始まるのではないのでしょうか。

お役立ち！情報コーナー

右にあげたの、はちょっと変わった「募金の方法」です。

いつもの募金と違って何か商品を購入するときに募金できるので、より身近な募金方法になるのではないのでしょうか。



「グッズ」で募金

*プリペイドカード（図書券など 500 円分）1,000 円で購入し、500 円が寄付されます。

*その他、ピンバッジ（500 円）やエコバッグ（300 円）もあります。

「インターネット」で募金

*中央共同募金会のホームページなどから直接募金できます。募金方法や内容については下記ホームページをご覧ください。

(<http://www.akaihane.or.jp/index2.html>)

その他

*自動販売機で募金ができるものもあります。

（県内では尼崎市社会福祉協議会北部在宅支援センターと姫路市の太陽公園に設置されています。）